

世田谷区子どもの権利条例に基づく子ども・若者施策の推進

—子どもの権利が当たり前に保障されるまちを文化として築く—

世田谷区子ども・若者部 松本 幸夫

1 世田谷区の概要

東京 23 区の南西部に位置し、国分寺崖線や等々力溪谷など良好な緑や水に恵まれた住宅都市である。人口は 23 区で最も多く、面積は 2 番目の大きさ（58.05 km²）である。都心から近く、交通の便がよいため、良好な住宅地としての性格が強い。地域住民に密着した総合的なサービスの提供、地域の実情に沿ったまちづくりや地域福祉の推進等を目的として、本庁、5 か所の総合支所、28 か所のまちづくりセンターの 3 層構造による地域行政を展開している。

2025（令和 7）年 1 月 1 日現在の総人口は 923,210 人、18 歳未満の人口は 125,611 人。コロナ禍の影響もあり、総人口は一時的に減少したが、2024（令和 6）年より再び増加に転じている。近年、子どもがいる世帯は増加傾向にある一方で、区の出生数および合計特殊出生率は、2016（平成 28）年から減少傾向にある。進学や就職に伴う未婚女性の流入によって、都市部の合計特殊出生率は低めに出る傾向があり、区でも合計特殊出生率対象年齢（15～49 歳）女性の人口の割合は全国平均より高いことから、合計特殊出生率は全国平均を下回っている。

2 これまでの世田谷区の子ども・若者政策

区では、国連の子どもの権利に関する条約に掲げる理念のもと、子どもが育つことに喜びを感じることができる社会を実現するため、すべての世田谷区民が力をあわせ、子どもが健やかに育つことのできるまちをつくることを掲げ、2001（平成 13）年 12 月に「世田谷区子ども条例（令和 7 年 3 月「世田谷区子どもの権利条例」に改正）」を 23 区で初めて制定した。2004（平成 16）年には、子ども・子育て施策を所掌する子ども部を設置し、2014（平成 26）年には、若者施策を推進するために子ども・若者部に改編した。また、2005（平成 17）年には、条例の推進計画である「子ども計画」を策定し、10 年ごとに計画を策定しながら、総合的に施策を推進している。さらに、2013（平成 25）年には、子どもの人権擁護機関「せたが

やホッと子どもサポート（略称：せたホッと）」を設置するとともに、2020（令和 2）年 4 月には、23 区の先頭をきって、児童相談所を設置する等、子どもの権利条約および世田谷区子ども条例に則して、子どもを権利の主体とし、その権利が保障され、成長段階に応じた環境がある『子どもが、すこやかに育つことのできるまち』の実現をめざし、子ども・若者施策を推進してきた。

3 子ども・若者の声とともに進める政策

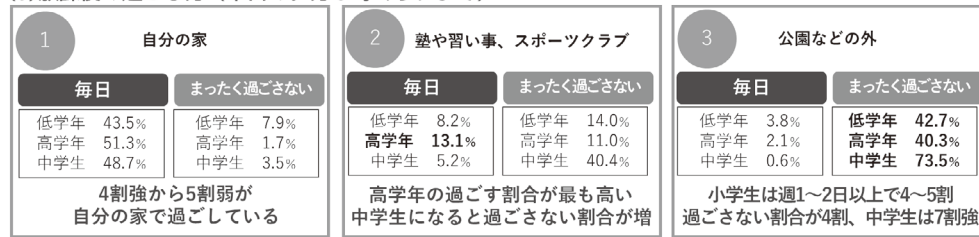
区は、これまでも、子ども・若者、子育て家庭の声を様々な方法で聴きながら、参加・参画のもとで、政策を議論し、実施してきた。

2023（令和 5）年度に開始した世田谷区子ども条例の改正に向けた議論や、2025（令和 7）年度からの子ども・若者総合計画（第 3 期）の検討にあたり、これまでの取り組みに加えて、小中学生・高校生世代・若者へのアンケート調査、学校や施設等を訪問してのヒアリング、子ども・若者が参加する会議、インターネットアンケート「子ども・若者の声ポスト」等、様々な方法で幅広く子ども・若者の声を聴き、その声とともに、附属機関である子ども・子育て会議と大学生等が委員として参加する子ども・青少年協議会で、区民や事業者、関係者とともに数多くの議論を重ねてきた。

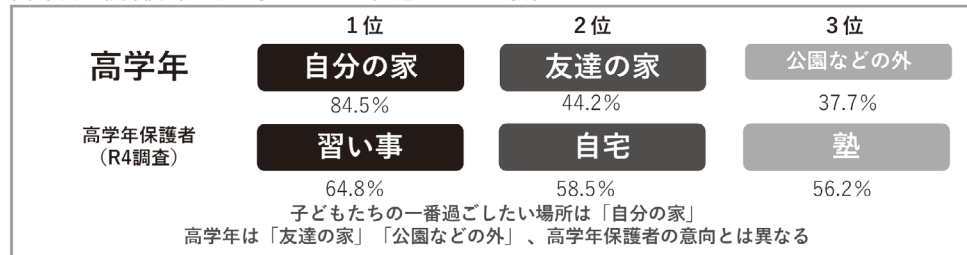
子どもや若者たちの声を聴くなかで、子ども自身が、遊んだり、学んだり、のんびり過ごしたり、話をしたり、自分のしたいように過ごしたいと思っても、周囲のおとなから、時間の使い方や過ごし方を決める余地が制限されたり、その時間を持つことができないくらい忙しい状況に置かれ（競争的な社会のもとでの教育虐待（ときに教育という名目で遊びや余暇、健康的な生活を制限される）やしつけ等）、子どもの権利が行使できなかったり、保障されなかったりする区の子どもたちの実態が明らかになった【図 1】参照。

子どもの権利が行使できなかったり、保障されなかったりすることは、子どもやその周囲だけの責任では決してない。子どもの権利の保障は、子どもと保護者の心身の状況や家庭の社会経済状況、子どもが通う施設や学校の状況、地域の環境、政

(3)放課後の過ごし方（平日の夕方6時くらいまで）



(4)平日の放課後（夕方6時くらいまで）過ごしたい場所



【図1】

策や社会情勢・文化、さらには、保護者も含めた周囲のおとなが育った環境（子ども期を子どもの権利を学び、実感しながら育つことが難しかったこと）等の相互作用によるものであり、区を含めた地域社会の責任として捉え、子ども・若者の育ちと成長、子育てを保護者だけのものとせず、地域社会全体でともに支え合うことをしっかりと位置づけ直す必要があると考え、「世田谷区子ども条例」を「世田谷区子どもの権利条例」に名称を変更するとともに、具体的な権利を条文に規定して、子どもの権利を基盤とした総合条例を目指す必要があると考えた。

そこで、2025（令和7）年3月に改正した「世田谷区子どもの権利条例」の検討過程において、条例の主役である子どもが、条例を自分のものとして受けとめ、自分たちの条例として活かすことができるものにするために、条例の「前文」、「目標」、「子どもの権利」の3点を、子どもたちに考えてもらうための「子ども条例検討プロジェクト」を設置した。公募により集まった、中学生・高校生が、大学生世代の若者によるファシリテーターのもと、子どもたちが主体となった議論を重ねた。このプロジェクトは、2024（令和6）年6月から7月にかけて4回開催し、改正条例（素案）に反映した。その後、10月から11月にかけて3回開催し、子どもたちの意見を反映した改正条例（素案）を子どもたちにフィードバックするとともに、改正条例（素案）への議会の議論や、パブリックコメントとインターネットアンケートでの子ども・若者から寄せられた意見、子ども・若者たちの会議（小学生～高校生が参加）での意見を踏まえ、条文を再検討し、その結果を改正条例

（案）に反映した【図2】参照。

4 これからの世田谷区の子ども・若者政策がめざすこと

急激な社会状況の変化のなかで、これまで以上に、地域や社会課題の多様化・複雑化が進んでいる。この課題に向き合うには、新たな価値をつくりだしていける地域社会を実現しなければならない。

そのためには、子ども・若者の地域社会への参加・参画は不可欠であり、これまで保護の対象として捉えていた子ども観を変え、子ども・若者は、地域社会をつくっていく一員であり、これからの社会を変え、地域社会と一緒に創っていくパートナーである、ということをおとな自身が捉えなおさなければならない。

また、子ども・若者が、日々の暮らしのなかで、意見や考えを聴いてもらっている、と実感できることは、子ども自身の意見表明や意見形成、地域社会への参加・参画の意向を支える土台であることから、子ども自身が、日常的に子どもの権利を実感できる環境づくりも不可欠である。また、子どもの意見や考えは、年齢や発達に応じて、言語化された声のみならず、泣き声、遊び、身振り、しぐさや表情等の非言語のコミュニケーションを含むことから、乳幼児期から日常的に対話を重ねる必要がある。

そのために、乳幼児期も含めて、日常のかかわりや過ごす場、地域や社会の機会等、子どもの権利が保障された環境のなかで、多様な意見表明と参加・参画の取り組みをさらに充実する。子ど

前 文

(子どもの意見表明)

1. 子どもの思い

私たちは、自分の意見や思いを受けとめてもらったとき、喜びを感じます。

きれいで自然豊かな世田谷を守っていきたいです。

私たちの未来にもっと希望をもちたいです。

自分で様々な選択をして自分らしく生きたいです。

子ども同士が交流し、つながる機会を増やしたいです。

安心できる場所を増やしたいです。

自由に、やりたいことにチャレンジして、学びを深め、成長していきたいです。

大人に意見や思いを届けたいです。

こんな思いがかなう世田谷にしたいです。

2. 大人へのメッセージ

大人世代の「あたり前」は、子ども世代の「あたり前」とは違います。

大人たちには、自分が子どもだった時の気持ちを思い出して、

子どもと同じ目線に立って向き合ってほしいです。

子どもはきっとこう感じているという決めつけではなく、

私たちの言葉や思いを信じてください。

そして、言葉や思いをしっかり受けとめた上で向き合ってください。

みんなが意見や思いを尊重し合って、何かを恐れずに、自由に発言や表現できる環境が欲しいです。

個性が認められ自分らしく生きたいので、多様性が尊重されることが必要です。

好奇心がくすぐられる体験、機会など、ワクワクを育ちや学びに取り入れてほしいです。

すべての子どもが安心でき、教育を受けられる多様な環境が欲しいです。

いろんな不安を持っている子どもの味方になってくれる人がいる場所を増やしてください。

「できるかできないか」だけを見るのではなく「やっている姿」も見てください。

私たちがどんな進路を選んでも、一人ひとりに合わせた応援をしてください。

(区や大人の決意表明)

子どもは、生まれながらにして今を生きる権利の主体です。

子ども時代に、周囲の人に意見や思いを受けとめてもらった経験は、子どもの安心や自信につながり、その後を生きる大きな力となります。

私たち区や大人は、子どもの思いを大切に受けとめ、子どもにとって一番良いことは何かを真剣に考え、対話し、応えていくよう努力します。

子どもたちがこの条例を通じて、自分に権利があること、また、大人や他の子どもにも権利があることを知ることは、社会における責任ある生活を送る上で、大切なお互いの権利の尊重や、信頼関係の構築につながります。

私たち区や大人は、今と未来をつくるパートナーである子どもの声を聴き、対話しながら、地域が子どもを支え、子どもが地域を豊かにし、誰もがつながり支え合う地域づくりに努めます。

この条例は、日本国憲法、子どもの権利条約（平成元年（1989年）11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」をいいます。）と、こども基本法の理念に基づき制定します。

私たち区や大人は、子どもが権利の主体として、一人ひとりの子どもが豊かに育つことが保障され、自分らしく幸せな今を生き、明日からもよい日と思える社会を実現していきます。

【図2】

も・若者一人ひとりが、安心して意見や考えを表明し、自分らしさが肯定される応答的なかわりを通じて、周囲に何らかの変化をもたらしたり、受け入れられたと実感できたり、様々な人々や地域・社会とかかわっている、と実感できる環境づくりが極めて重要である。

「世田谷区子どもの権利条例」を基盤に、少子化というおとなが多い現代において、これまでの

子ども・若者への地域社会のかかわり方を変え、子どもも、若者も、おとなも、年齢や経験にかかわらず、人として対等であり、互いに尊重され、対話のなかで互いを理解し、ともに成長していきける地域社会を実現すること、つまり、子どもの権利が保障されるまちを文化として築いていくことをめざしていきたい。